

社会福祉法人玖珠会役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人玖珠会（以下「法人」という。）定款第8条の規定に基づき、法人の役員等の報酬及び費用弁償等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員及び評議員には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員及び評議員等が役員会・評議員会等に出席するため、又は職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の費用弁償の額は、法人の旅費規則による。

(その他)

第4条 この規程の運用上必要な事項については、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

2 この規程の改廃を必要とするときは、理事会の議決を経てこれを行う。

附則

1. この規程は、平成14年4月1日から施行する。
2. 平成14年11月30日改正
3. 平成15年2月7日改正
4. 平成16年3月1日改正

旅費規則

別表第 1

出張命令権者	命令を受ける者の範囲
理事長職務代理者	理事長
理事長	理事・監事・施設長
施設長	施設長を除く施設職員

(備考) 県内出張については、施設長の出張命令を施設長に委任することができる。

別表第 2

区 分	鉄道賃	船賃	車賃	航空賃	日 当		宿 泊 料		食卓料	備 考
					県 内	県 外	甲 地 方	乙 地 方		
支給額	運賃額	2 等 運賃額	実費	実費	円 1,000	円 2,000	円 13,000	円 12,000	円 2,000	

(備考)

- 1 平成18年4月1日現在の国家公務員等の旅費支給規程で定める甲地方

都道府県	甲 地 方
埼 玉 県	さいたま市
千 葉 県	千葉市
東 京 都	特別区
神 奈 川 県	横浜市、川崎市
愛 知 県	名古屋市
京 都 府	京都市
大 阪 府	大阪市、堺市
兵 庫 県	神戸市
広 島 県	広島市
福 岡 県	福岡市

乙地方とは上記以外の地域をいう。

また、全国、九州ブロック規模の会議及び研修会等で宿泊料が指定されている場合には、別表第2の規定にかかわらず、指定された宿泊料を支給することができる。

- 2 食卓料は第4条第8項に規定する場合に限り支給する。
3 役員、評議員等、法人の会議等の出席旅費として、1日4,000円を支給する。

旅行命令簿

理事長	施設長	事務長		命令（依頼） 年 月 日	平成 年 月 日	
				職	氏 名	
用務地				円	月 日出発	
用 務					仮払	月 日出発
備 考						日間
					出勤簿 整 理	

（注） 旅行命令を変更する場合は朱書すること。

旅費請求（支出命令）書（概算・精算旅費）

年月日				起案者職氏名						印	
金額 ¥ 円				内 訳		仮払額		精算額		追給・返納額	
						円		円		円	
平成 年度				大区分							
会 計				中区分							
				小区分							
用 務				用 務 地							
旅行 月 日	出発地	経路	着泊 地 滞在	鉄道賃			船賃	バス賃			
				路程	運賃	特急料		路程	実費		
				K	円	円	円	K	円		
日 当	宿泊料			円	円	円	円	円	円	計	
日	夜										
円	円										
備 考											
理事長		施設長			事務長						
請求 精算書		上記の金額を請求・精算します。 年 月 日									
		職・氏名 印									
		展 受									
領収書		上記の金額を領収しました。 年 月 日									
		職・氏名 印									
		展 受									